

## 部会に属すべき専門委員の指名について

統計委員会令（平成十九年政令第三百号）第二条第二項の規定に基づき、部会に属すべき専門委員として下記の者を指名する。

統計委員会委員長

### 記

○令和 3 年 4 月 22 日付

産業統計部会

（農業経営統計調査関係）

専門委員 小針 美和（株式会社農林中金総合研究所主任研究員）

[※任期：令和 3 年 8 月 31 日まで]